2.(1) ⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し①

概要

【通所リハビリテーション】

- リハビリテーションマネジメントを実施する体制等が充実している事業所を評価する観点から、事業所規模別の 基本報酬について、以下の見直しを行う。
 - 通常規模型、大規模型(Ⅰ)、大規模型(Ⅱ)の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、 大規模型の2段階に変更する。
 - 規模型の Z 政府に変史する。 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。 (特例)

リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%を超えていること。

リハビリテーション専門職の配置が10:1以上であること。【告示改正】

単位数

<改定後>	<		用の場合)	<現行> (5~6時間利用)	
大規模型事業所 要 要 要 要		599単位 709単位 819単位 950単位 1,077単位	要介護 2 要介護 3 要介護 3 要介護 5	大規模型事業所(I)	
※要件を満たした場		579単位 687単位	要介護 1 要介護 2	大規模型事業所(Ⅱ)	

793単位

1,043単位

919単位

要介護3

要介護4

要介護 5

肵	安介護 1	584単位	(新設)
	要介護 2	692単位	(新設)
	要介護3	800単位	(新設)
	要介護4	929単位	(新設)
	要介護 5	1,053単位	(新設)

易合

要介護1	622単位	(新設)
要介護 2	738単位	(新設)
要介護3	852単位	(新設)
要介護4	987単位	(新設)
要介護 5	1,120単位	(新設)

2.(1) ⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し②

算定要件等

- 通常規模型、大規模型(Ⅰ)、大規模型(Ⅱ)の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、 大規模型の2段階に変更する。
- 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%を超えていること。
 - ・ 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10:1以上であること。

